南砺市協働のまちづくり基本条例（案）に対して

市民から提出されたご意見と市の回答について

　　平成２４年２月２９日

南砺市市長政策室　市民協働課

　平成２４年２月６日から平成２４年２月２０日にかけて実施いたしました「南砺市協働のまちづくり基本条例（案）」に対するパブリック・コメントにつきまして、貴重なご意見をいただき、誠にありがとうございました。

　期間中に寄せられましたご意見は８名の方から４８項目でした。

　うち１７項目のパブリックコメントにつきましては、市において修正等を加えさせていただいた上で、条例（案）を修正いたします。

　そのご意見を簡潔にまとめた内容と市の回答を公表いたします。

**南砺市協働のまちづくり基本条例（案）**

**へのパブリックコメントについて**

・内　　容　　南砺市協働のまちづくり基本条例の制定を目指して、その

条例案へ市民の皆さんから広くご意見をお聞きするもの。

・募集期間　　平成２４年２月６日（月）から

平成２４年２月２０日（月）　１５日間

・募集方法　　市ホームページ、各行政センターの情報公開コーナー

・寄せられたご意見

　　　　　　　８件（電子メール６件、持参１件、ファックス１件）

・公表方法　　市ホームページ、各行政センターの情報公開コーナー

■南砺市協働のまちづくり基本条例（案）へのパブリックコメントと市の回答一覧表

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 受付番号 | 条　文 | 枝番号 | ご意見（簡潔にまとめました） | 市の回答 |
| ① | 第3条（定義）（８）まちづくり | 1 | 「伝統文化、自然環境等を活かした」とあるが、前文や第18条と比較して、文化と自然の順番の不統一が気になる。 | ご意見を基に、「自然環境、伝統文化等を活かした」に統一する形に**修正いたします。** |
| 第25条（財政運営の基本原則）第1項 | 2 | ニセコ町長の提案のように、「最小の経費で最大の効果をあげられるよう」を修正。→「最大の効果を最小の経費で達成するよう」 | ご意見を基に、「最大の効果を最小の経費で挙げられるよう」に**修正いたします。** |
| ② | 全般 | 1 | 字句の修正があったとしても、制定した方が良い | 市議会との事前協議やパブリックコメント、市政懇談会における市民の皆様のご意見を基に必要な修正を行い、3月定例会に上程して、市議会において最終的なご判断をいただくこととしております。 |
| ③ | 第25条（財政運営の基本原則）第1項 | 1 | ニセコ町長の提案のように、「最小の経費で最大の効果をあげられるよう」を修正。→「最大の効果を最小の経費であげられるよう」 | ご意見を基に、「最大の効果を最小の経費で挙げられるよう」に**修正いたします。** |
| 全般 | 2 | 市民会議と策定委員会が作成した条例案が通ることを望む。 | 市議会との事前協議やパブリックコメント、市政懇談会における市民の皆様のご意見を基に必要な修正を行い、3月定例会に上程して、市議会において最終的なご判断をいただくこととしております。 |
| ④ | 前文 | 1 | 要約すると「今ある財産をそのまま次の世代につなぎ活かしていく」という内容であり、将来展望の記載がなく力強さに欠ける。→「多様性に富み、持続的発展が可能な住みよい町にすること」を追加。 | 前文は、まちづくりの精神を盛り込むものという認識に立って市民の皆さんの言葉として表しています。市民の目指すまちづくりの姿は「生まれてきてよかった」、「住んでいてよかった」、「これからも住み続けたい」と思えるまちです。このようなまちを作っていくには、市民ひとりひとりがまちづくりに参画していく決意を市民が宣言した形の表現であり、まちづくりに対する市民の力強い姿勢が盛り込まれた、素晴らしい前文であると判断しております。ご意見のような表現は、第18条協働の理念で明らかにしています。 |
| 第3条（定義）（２）市民 | 2 | 「市民」の定義について、一般的に「市の住民」を指すことが多い中、この条例のみが他の条例や一般的な考え方と相違すると混乱する。→「市民」の定義は「市の住民」のみで規定。市内で働く者や学ぶ者、法人、団体も対象とするのであれば、「市民等」の定義を追加する。→「市民、市内で働く者又は学ぶ者及び市内に拠点を有する法人その他の団体をいう。」 | ここで定義する「市民」は、まちづくりを行う上での市民の定義であることから、あえて定義をしています。まちづくりは市の住民だけで行えるものではありません。南砺市に関わりのある人々や団体等が連携や協力を行うことで、素晴らしいまちづくりが行われるものと考えています。よって、「市民等」の定義は不要と判断しております。 |
| 第3条（定義）（３）市民団体 | 3 | 世界中の市民団体を意味しているので、南砺市に関係のある市民団体として定義する必要がある。「公益性の高い活動を行う団体」の部分を活動地域等の要件を追加修正する。　→「公益性の高い活動を市内で行う団体」 | ご意見を基に、「公益性の高い活動を市内で行う団体」という表現に**修正いたします。** |
| 第5条（市民の権利）第6条（市民の責務） | 4 | 「市民」とは、定義によると「市内に在住し、在勤し、在学する個人及び市内に拠点を有する法人その他の団体」されている。市内に在住する個人と市内に在勤、在学する個人に同等の権利と責務を与えるのは不適切。別々に規定されたい。 | ここで定義する「市民」は、まちづくりを行う上での市民の定義であることから、あえて定義をしています。まちづくりは市の住民だけで行えるものではありません。南砺市に関わりのある人々や団体等が連携や協力を行うことで、素晴らしいまちづくりが行われるものと考えています。よって、別々に規定することは不要と判断しております。 |
| 第6条（市民の責務）第1項 | 5 | 市民は積極的にまちづくりに参加することが求められるが、その活動内容は多種多様であり、参加、不参加は市民の意思が尊重されるべきであるので、強制的な責務を課すことは適切でない。また、「市民」には近隣自治体に在住して市内に在勤、在学する者も含まれているため、努力責務に修正。　→「市民は、市政運営に関心を持ち、主体的にまちづくりに参加するよう努めなければならない。」 | ご意見を基に、「市民は、市政に関心を持ち、主体的にまちづくりに参画するよう努めるものとする。」に**修正いたします。** |
| 第6条（市民の責務）1項追加 | 6 | 市民は積極的にまちづくりに参加することが求められるが、その活動内容は多種多様であり、参加、不参加は市民の意思が尊重されるべきであり、参加、不参加を理由に不利益を受けないように1項追加する。　→「市民は、まちづくりに参加又は不参加を理由に不利益を受けない。」 | この条は、市民の責務を示しているもので、ご意見のような項目の追加はこの条では相応しくないと判断しております。しかし、ご意見のような不利益は、あってはならないことであると認識しております。このようなことから、本条の第１項及び第２項について、義務的表現から努力目標的な表現に修正することとしております。 |
| 第7条（住民自治組織の役割） | 7 | 「自治振興会等を中心として」の「等」はどのような組織を指しているのか。具体的な組織名を記載する。また、第3条第1項第4号にも同じく記載する。具体的な組織が想定されないのであれば「等」を削除する。 | 住民自治組織の中心は自治振興会を名称とするものばかりではなく、協議会と称する団体もあります。このように、団体の名称は住民の総意によって決定されるべきものですので、自治振興会に統一を図るものではありません。よって、「等」は必要と判断しております。 |
| 8 | 個々の町内会、自治会の運営は自主性、自立性が求められるものであり、その基となる会則の制定にあたっては、それぞれの地域特性を鑑み、町内会、自治会が独自に制定すべきもので、自治振興会等が中心になって取りまとめるものではないので本文を修正。　→「各地域の住民自治組織は、その地域の住民全員が参加できる組織の構成、運営方法、会計事務等を定めた会則を制定及び公開し、並びに自治振興会等を中心として住民生活の安心及び安全の確保を図り、福祉及び文化活動等を活性化するよう努めなければならない。」 | この条では、町内会、自治会等の住民自治組織の取りまとめは自治振興会等が中心であることを示しているもので、会則の制定及び公開を取りまとめることを示しているものではありません。よって、ご指摘の修正は不要であると判断しております。 |
| 第13条（市議会の役割）第2項 | 9 | 「市民」とは、定義によると「市内に在住し、在勤し、在学する個人及び市内に拠点を有する法人その他の団体」である。このことからすると、「市議会は、市民から負託を受けた」の表現は不正確であるので修正。　→「市議会は、選挙により市民から負託を受けた」又は「市議会は、住民の負託を受けた」 | 第13条、第14条は、市議会に関することですので、市議会においてお決めいただくこととしておりますので、回答は控えさせていただきます。 |
| 第15条（市長の役割）第1項 | 10 | 「市民」とは、定義によると「市内に在住し、在勤し、在学する個人及び市内に拠点を有する法人その他の団体」である。このことからすると、「市長は、市民から負託を受けた」の表現は不正確であるので修正。　→「市長は、選挙により市民から負託を受けた」又は「市長は、住民から負託を受けた」 | ご意見を基に、「市長は、選挙により市民から負託を受けた」に**修正いたします。** |
| 第18条（協働の理念） | 11 | 「市の資産である豊かな人間性や自然環境及び伝統文化等」とあるが、第2条における「市」の定義は「…（略）…地方公共団体としての南砺市をいう。」であるので表現は不適切。「豊かな人間性や自然環境及び伝統文化等」は地方公共団体のものではなく住民のものであるので修正。　→「地域の資産である人間性や豊かな自然環境及び伝統文化等」 | ご意見を基に、「地域の財産である豊かな人間性、自然環境、伝統文化等を活かして」に**修正いたします。** |
| 第19条（協働における市の役割） | 12 | 条例でカタカナ語の動詞を使用することは好ましくないので、「各団体からの情報発信をサポートし、」を修正。　→「各団体からの情報発信を支援し、」 | ご意見を基に、「情報発信を支援し、」に**修正いたします。** |
| 第22条（情報の発信及び収集） | 13 | 「市の多様な情報を発信し、」とあるが、第2条における「市」の定義は「…（略）…地方公共団体としての南砺市をいう。」であるので表現は不適切。地方公共団体の情報を発信するのではなく、地域の情報を発信することが求められるので修正。　→「地域の多様な情報を発信し、」 | ご意見を基に、「地域の多様な情報を発信し、」に**修正いたします。** |
| 第29条（意見公募）第2項 | 14 | 利害関係の発生する意見公募については、組織的な賛成、反対の意見提出も想定されるが、市長は意見の提出件数で判断するのではなく、意見の内容の適合性や合理性等に着目して、中立、公平、公正の立場から意思決定を行うことが重要。この旨の規定を追加するか、意見募集に関する規則等を制定するのであればその中でこのことを考慮すること。 | ご意見のように、意見の内容の適合性や合理性等に着目して、中立、公平、公正の立場から意思決定を行うことは当然のことであります。このようなことが確実に行われているかを市民の皆様にご理解いただくために、市長が考え方を公表する規定としています。また、市で規定している「南砺市パブリック・コメント手続実施要領」でこれらの規定の見直しを検討します。 |
| 第29条（意見公募） | 15 | 提出された意見を尊重して案に反映させたことにより、公表した案の内容と大きく相違する結果となった場合は、「再度、意見募集をしなければならない」旨の規定を設けるか、又は意見募集に関する規則等を制定するのであればその中でこのことを考慮すること。 | 意見公募は、政策や施策の説明責任と市民の市政参画を促進することで、より公正で透明性の高い開かれた市政のために実施するものです。提出された意見は、その趣旨を尊重して市長が意思決定を行うものです。いただいたご意見の反映の可否の責任は市の代表である市長にあります。この過程を経て市の最終的な意思決定機関である市議会に提案していきます。よって、度重なる意見公募を行うかどうかは条例、規則によるものではなく、市民の負託を受けた市長の判断によるものと考えております。 |
| 16 | 個別の意見公募に対する結果の公表の規定はあるが、提出された市民の意見がどの程度反映されたかを市民が認識し、積極的な意見応募の意識醸成のため、年に1回「意見募集の件数」、「意見提出者数及び件数」、「意見により修正された案の件数」等を公表する規定を設ける。又は、意見募集に関する規則等を制定するのであればその中でこのことを考慮すること。 | 現在の市の規定では、意見公募に対する結果の公表を義務付けております。この条例が制定されれば、これまで以上に情報の共有が進み、市民の皆様が市政に参画いただく機会が自ずと増えることになります。貴重なご意見をいただきましたので、今後、「南砺市パブリック・コメント手続実施要領」でこれらの規定の見直しを検討します。 |
| 第34条（住民投票） | 17 | 市政を2分するような住民投票でシコリが残り、市民生活に悪影響を及ぼす恐れがあるので、市は住民投票回避に最善の努力をすること。住民投票を実施したが投票率が低い場合には民意が十分に反映されているとはいえないので、一定の投票率以下の場合は住民投票を無効とし、開票作業を行わないことの規定を設けるか、住民投票に関する条例の中でこのことを考慮すること。 | ご意見の他にも、住民投票に関する条文についてご意見をいただいております。それらを基に、常設型から非常設型の形態の条文に**修正いたします。**ご意見のようなことは、別に定めることになる住民投票条例で規定することになると考えております。 |
| 第34条（住民投票）第1項　第1号　第2号第2項 | 18 | 第2条において「市」の定義は「…（略）…地方公共団体としての南砺市をいう。」であるので、「市において選挙権を有する者」とは「（地域を表す南砺市ではなく）地方公共団体としての南砺市において選挙権を有する者」となり、「市の職員で選挙権を有する者」と解釈される恐れがあるので修正。　→「市議会議員及び市長の選挙権を有する者」 | ご意見の他にも、住民投票に関する条文についてご意見をいただいております。それらを基に、常設型から非常設型の形態の条文に**修正いたします。** |
| 第34条（住民投票）第1項　第4号 | 19 | 「住民投票に関する次に掲げる議案」では、住民投票の実施だけでなく住民投票に関するもの全てが対象との広義に解釈することもできるので修正。　→「住民投票の実施に係る次に掲げる議案」 | ご意見の他にも、住民投票に関する条文についてご意見をいただいております。それらを基に、常設型から非常設型の形態の条文に**修正いたします。** |
| 第34条（住民投票）第3項 | 20 | 「権利」は有するもの。「義務」は負うものであるので修正。　→「市長は、市民に説明する義務を負う。」 | ご意見の他にも、住民投票に関する条文についてご意見をいただいております。それらを基に、常設型から非常設型の形態の条文に**修正いたします。** |
| 第35条（条例の制定及び改廃） | 21 | 個別の意見公募に対する結果の公表の規定はあるが、提出された市民の意見がどの程度反映されたかを市民が認識し、積極的な意見応募の意識醸成のため、年に1回「意見募集の件数」、「意見提出者数及び件数」、「意見により修正された案の件数」等を公表する規定を設ける。又は、意見募集に関する規則等を制定するのであればその中でこのことを考慮すること。 | 現在の市の規定では、意見公募に対する結果の公表を義務付けております。この条例が制定されれば、これまで以上に情報の共有が進み、市民の皆様が市政に参画いただく機会が自ずと増えることになります。貴重なご意見をいただきましたので、今後、「南砺市パブリック・コメント手続実施要領」でこれらの規定の見直しを検討します。 |
| 22 | 利害関係の発生する意見公募については、組織的な賛成、反対の意見提出も想定されるが、市長は意見の提出件数で判断するのではなく、意見の内容の適合性や合理性等に着目して、中立、公平、公正の立場から意思決定を行うことが重要。この旨の規定を追加するか、意見募集に関する規則等を制定するのであればその中でこのことを考慮すること。 | ご意見のように、意見の内容の適合性や合理性等に着目して、中立、公平、公正の立場から意思決定を行うことは当然のことであります。このようなことが確実に行われているかを市民の皆様にご理解いただくために、市長が考え方を公表する規定としています。また、市で規定している「南砺市パブリック・コメント手続実施要領」でこれらの規定の見直しを検討します。 |
| 23 | 但し書きにより、法令等の定めによるものが全て対象外となっているが、法令等の定めによるものであっても市の裁量の余地が十分にある場合は除外すべきでないため修正。→「法令等の定めにより市の裁量の余地が少ないものを除く。」 | 「法令等の定めによるもの」とは、国県の法令や条例を意味しており、市の裁量の余地のないものと解釈しています。よって、ご指摘の修正は不要であると判断しております。 |
| 24 | 非常災害時等において人命、財産の保護のために早急に条例を制定して対応が必要な場合に意見を求めていたのでは迅速な対応ができないので、「非常災害時等において人命、財産の保護のために緊急に対応する必要がある場合」を適用除外とする。 | 市民が主体のまちづくりを行うための条例です。非常災害時の取り扱いは、この他の条例や規定により対処されるものと判断しております。 |
| ⑤ | 全般 | 1 | 各会派の修正案と比較したが、市民の思いが骨抜きであるので、市当局の案で賛成する。 | 市議会との事前協議やパブリックコメント、市政懇談会における市民の皆様のご意見を基に必要な修正を行い、3月定例会に上程して、市議会において最終的なご判断をいただくこととしております。 |
| ⑥ | 全般 | 1 | パブリックコメントの時期が早すぎる。 | 「南砺市パブリック・コメント手続実施要領」では、原則として市ホームページの掲載で行うことになっています。また、各行政センター情報公開コーナーでの閲覧にも配慮することになっています。しかし、今回の案件は、市のまちづくりの基本原則を定める重要な条例であることから、市長が直接市民の皆様に説明する市政懇談会を開催させていただきました。パブリックコメントの期日は2月20日であり、市政懇談会の最終日よりも早く終了しますが、市政懇談会でのご意見は、十分お聞かせいただき、最終的な議案に反映させていただきます。 |
| 2 | まちづくり条例のような永久的市民課題は、もっと時間をかけて作り上げる必要がある。 | 市民会議や策定委員会の皆様には、1年半にわたり真剣にご議論をいただきました。市長はその思いを尊重して、市政懇談会などで多くの市民の皆様のご意見をお聞きして、最終的な議案として修正を行い、3月定例会に上程したいと考えています。市議会におかれましては、最終的な意思決定機関として、南砺市と南砺市民にとって必要な条例かどうかの可否をご判断いただきたいと考えております。 |
| 3 | 3月議会への上程は早すぎる。 | 本来、市議会の議論は議案が上程されてから行われるものです。しかし、この度の条例につきましては、市のまちづくりの基本原則を定める重要な条例であることから、より議論を深めるために事前に協議を行っております。審議期間に関しましては、市議会の判断によるものと考えております。 |
| ⑦ | 全般 | 1 | 条例案の議論には、政治的な派閥や思想の違いで議論するのではなく、南砺市に住む人々にとって必要かどうかを問う議論を希望します。市政懇談会で配られた自民クラブの修正案の真意を教えてほしい。 | 条例案の議論の進め方は、市議会との事前協議やパブリックコメント、市政懇談会における市民の皆様のご意見を基に、市長が必要な修正を行い、3月定例会に上程して、市議会において更に議論を深めて最終的なご判断をいただくことになります。また、南砺市議会会派自民クラブの修正案の真意につきましては、作成されました南砺市議会会派自民クラブにお問い合わせいただきたいと思います。 |
| ⑧ | 前文 | 1 | 「自然と歴史そして伝統と文化を」の部分について、「文化」は人為の意味であり、世界遺産での使用のように自然と対を成す概念である。また、「伝統」は物や記録にない精神的なもので歴史と対を成す概念のため修正。　→「自然と文化そして歴史と伝統を」 | どの言葉も重みのある深い言葉だと認識しています。また、南砺市には相応しいものであると理解しています。必ずしも対語にする必要はないと考えておりますので、市民の皆様が特に思いを込められた全文ですので、修正の必要はないと判断しております。 |
| 第2条（条例の位置付け） | 2 | 「まちづくりの基本原則を定めた規範」の部分について、条例全体が基本を定めた規範であり、「第2章まちづくりの基本原則」に限定されない意味を明確にするため修正。　→「まちづくりの基本を定めた規範」 | ご意見を基に、「まちづくりの基本を定めた規範」に**修正いたします。** |
| 第3条（定義）（３）市民団体 | 3 | 定めてある意義を、福祉ボランティア、保存会など、従来の様々なグループを含め、まちづくりからの排除ではなく、市民団体の範囲や機会がより広く多くなるように前文修正。　→「ボランティア、NPO等市民が、特定の目的で自発的に結ばれ、自立的に活動する非営利組織で、まちづくりに協力する団体をいう。」　→（３）から（４） | まちづくりでありますので、「公益性の高い活動を行う団体」という縛りをかけていますが、従来の様々なグループを排除する内容ではないと判断しております。なお、号の順番については、各章の順番を考慮した結果3号と4号を**入れ替えして修正いたします。** |
| 第3条（定義）（４）住民自治組織 | 4 | 定めてある意義を、従来の自治振興会や婦人会、老人クラブ等を含め地域の振興、分権を配慮するため修正。　→「一定の地域に居住していることに基づいて組織される町内会、自治会及びその連合等の地域組織をいう。」　→（４）から（３） | 自治振興会という組織は、地域によって多少の差異はあるものの、一定の認知がなされた組織であると理解しています。よって、「自治振興会」の言葉を無くすことは考えておりません。なお、号の順番については、各章の順番を考慮した結果4号と3号を**入れ替えして修正いたします。** |
| 第5条（市民の権利） | 5 | この条例案には、「市民が主役」「市民が主体」の使用が7箇所もある。主体性を自覚して発揮するためには、公共サービスを受ける等の諸権利があっての責務であるので、1項追加。　→「すべての市民は、個人として尊重され、健やかで安全かつ快適な生活を営む権利、及び地方自治法等に定める諸権利を有する。」　→上記を1項、1項を2項、2項を3項とする。 | まちづくりにおける市民の権利ですので、ここまでの明文化は必要ないものと判断しております。 |
| 6 | 第16条（市長の責務）第2項に、「市民の権利を保障すること」、第33条（個人情報の保護）に「市は、個人の権利及び利益が侵害されないよう」等の権利関係条文があるので、これに対応する市民の基本的、包括的な権利条文が必要なため4項として追加。　→「市民は、市が提供するサービスを受ける権利を有する。」 |
| 第7条（住民自治組織の役割） | 7 | 役割の条文は、まちづくりに果たす役割を明記するものであるため前文修正。（第7条の前半部分は第8条に移動）　→「住民自治組織は、住民の親睦や生活の安全、安心の確保　　を図り、福祉や文化活動等により地域振興に努めるものと　　する。また住民の要望や意見を集約し、市と協働してまち　　づくりを行うものとする。」 | 第7条には、責務にあたるような条文の部分もありますが、役割として明文化しているものと理解しています。第8条は、組織に属する者の責務ですので、第7条を分割して移動するのは適当でないと判断しております。 |
| 第8条（住民自治組織に属する者の責務） | 8 | 条の見出しの修正。　→（住民及び住民自治組織の責務） |
| 9 | 第2項に第7条の前半部分を移動。　→「住民自治組織は、その地域住民の全員が参加できる組織構成、運営方法及び会計事務等を定めた会則を制定し、それらの状況を公開しなければならない。」 |
| 第10条（市民団体の役割） | 10 | 第1項全文が責務に当たるため移動。　→第11条（市民団体の責務）の第1項に移動 | まちづくりにおける市民団体の役割ですので、ここまでの明文化は必要ないものと判断しております。 |
| 11 | 役割の条文は、まちづくりに果たす役割を明記するものであるため第1項を次のとおり全文変更。　→市民団体は、市民、市及び相互に連携を取り、それぞれの目的と特徴ある活動により、まちづくりの業務や行事に協働するよう努めるものとする。 |
| 12 | 第2項を市民が主役、市民目線であることから修正。　→「活動を担う市民の育成に努めるものとする。」 | 「市民」の定義から検討すると法人等も含むことになりますので、「人材」の方が適切であると判断しております。 |
| 第11条（市民団体の責務） | 13 | 第10条第1項の全文が責務に当たるため移動。　→第1項に移動。以下各項は繰り下げ | まちづくりにおける市民団体の役割や責務ですので、必要ないものと判断しております。 |
| 第34条（住民投票）第2項 | 14 | 一般に投票資格者とは、選挙権を有する者として同意語であるため、次の2案を提案する。　→A案：「投票資格者は、市において別に定める条例による。」　　　　理由：多くの住民投票及び憲法改正の選挙権は18歳と規定されているので、将来的に融通の聞く表現にするため。　→B案：「投票資格者は、市において公職選挙法により選挙権を有する市民」　　　　理由：20歳以上の意味では、公職選挙法によると明記する必要があるため。 | 条例案の作成に携わっていただいた市民の皆様の大勢は、「選挙権を有する者」、すなわち20歳以上の判断でありましたので、「投票資格者」を「投票権を有する者」に**修正いたします。** |